

## 函館市農地等機能維持向上補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。次条および第3条において「国要綱」という。）、北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知）および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。第3条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市長から国要綱別紙1の第5の4または同要綱別紙2の第5の4に規定する事業計画書の認定を受けた者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、規則第6条第2項の規定にかかわらず、国要綱別紙1の第6または同要綱別紙2の第6に規定する額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の認定を受けた者は、市長から指定された期日までに補助金等交付申請書を提出するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。